

上 土 幌 町

子ども・子育て支援事業計画（案）

（平成27年度～平成31年度）

上 土 幌 町

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景・趣旨	1
第2節 計画の位置付け、計画期間	2
1 計画の位置付け	2
2 計画期間	3
3 次世代育成行支援動計画との関係	3
第3節 計画策定体制	4
1 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施	4
2 「上土幌町子ども・子育て会議」の設置	4
3 行政機関内部の体制	4
4 町民の意見反映	4
第2章 上土幌町の子ども・子育てを取り巻く状況	5
第1節 少子化の動向	5
第2節 1 人口の推移と少子化の動向	5
2 出生の動向	6
3 世帯数及び世帯当たり人員の動向	6
第3節 子育ての状況	8
1 保育事業の状況	8
2 子育て支援事業の状況	8
3 小学校・中学校・高等学校の状況	11
第3章 子ども・子育て新制度の概要	12
第1節 新制度の全体像	12
第2節 新制度の事業体系	12
1 子どものための教育・保育給付	12
2 保育認定	12
3 地域子ども・子育て支援事業	13
4 市町村子ども・子育て支援事業計画	13
第4章 計画の基本的な考え方	14
1 基本理念	14
2 基本的な視点	14
3 施策の方向	15
4 区域の設定と量の見込みと確保の方策	16
5 計画の体系	17

第2部 施策の展開	18
第1章 子どもを育む教育・保育の環境づくり	18
第1節 幼児期の学校教育・保育サービスの充実	18
1 量の見込みと確保の方策	18
第2節 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進方策	19
1 認定こども園の設置	20
2 質の高い幼児期の学校教育・保育の推進方策	20
3 義務教育との円滑な連携の方策	20
第2章 家庭の子育てを支えるための地域づくり	21
第1節 地域における子育て支援サービスの充実	21
1 利用者支援事業	21
2 時間外保育事業	21
3 放課後児童健全育成事業	22
4 放課後子ども対策事業	22
5 子育て短期支援事業	23
6 地域子育て支援拠点事業	23
7-1 一時預かり（在園児対象）	24
2 一時預かり（在園児以外）、ファミリーサポート事業	25
8 病児・病後児保育事業、ファミリーサポート事業（病児・緊急対応事業）	26
9 ファミリーサポート事業（就学児）	27
第2節 子育て支援ネットワークづくりの推進	28
第3節 地域における子育て支援	29
第3章 親と子どもの健康づくり	30
第1節 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健活動の充実	30
1 妊婦に対する健診事業	30
2 乳幼児家庭全戸訪問事業	31
3 養育支援訪問事業	31
4 安全な妊娠・出産の確保に関する事業	32
5 親と子の健康の確保に関する事業	33
6 愛情豊かな親子のきずなづくりの推進に関する事業	34
第2節 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	35
1 生教育事業	35
2 心の健康づくり支援事業	35
第3節 食育の推進	36
1 望ましい食習慣確立のための相談、健康教育事業	36
2 子どもたちの食の体験の充実	37
3 食育ネットワーク事業	37
第4節 親と子の医療の提供	38

第4章 子どもの健やかな育ちを守るまちづくり	39
第1節 子ども虐待の防止	39
第2節 発達支援施策の充実	40
第3節 ひとり親家庭等の支援	41
第5章 子育てと仕事を両立できる環境づくり	42
第1節 仕事と子育ての両立のための基盤整備	42
第2節 育児休業制度等の周知	42
第3節 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発	43
第3部 計画の推進	44
1 計画の推進体制	44
2 計画の進行管理	44

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨

平成25年の「合計特殊出生率（女性が一生の間に産むとされる子どもの数）」が、全国で1.43となり、平成8年の1.43以来17年ぶりとなる水準に回復し、北海道についても1.28と同じく平成8年の1.30以来となる水準となりました。しかしながら長期的に人口を安定的に維持できるとされている「人口置換水準」の「2.1前後」を大きく下回る状況が続いており、依然として少子化が進行している状況にあります。

少子化の進行や都市部を中心とした待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されており、その変化に対応し様々な課題を解決するため国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。

これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を図るため「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

上士幌町では、平成13年3月に「上士幌町エンゼルプラン」を策定し、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを生み育てやすい環境の整備に努め、さらに平成17年3月に「かみしほろ次世代育成支援行動計画（前期）」を、平成22年3月に「かみしほろ次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、子育て支援施策や保育・教育事業の充実を図ってきました。

このたび作成する「上士幌町子ども・子育て支援事業計画」は子ども・子育て支援の取り組みを一層促進するために策定するものです。本計画では、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の方策及びその時期などを定めることで、保育・教育事業に対する町民のニーズに応じていくための体制づくりを進めていきます。

第2節 計画の位置付け、計画期間

1 計画の位置付け

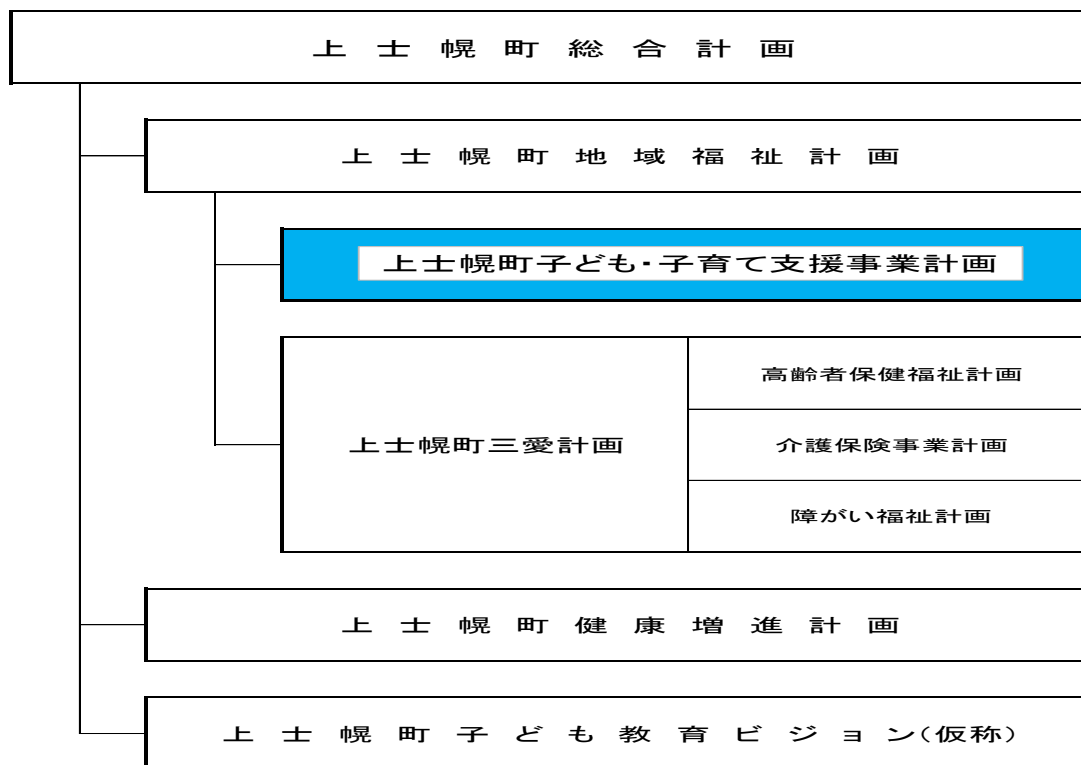
この計画は、「子ども・子育て支援法」の基本理念（第2条）を踏まえ、同法第61条第1項に基づき市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するものです。

【子ども・子育て支援法の基本理念】

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

本計画の策定にあたっては、まちづくりの総合的な指針である第5期上士幌町総合計画のほか、第2期上士幌町地域福祉計画、上士幌町三愛計画（第6期高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画・第4期障がい福祉計画）、第2期上士幌町健康増進計画及び現在策定中である「上士幌町子ども教育ビジョン（仮称）」等の諸計画との整合性を図りながら策定していきます。また、本計画はかみしほろ次世代育成支援行動計画の後継としても位置付けられています。

（関連計画相関関係）



2 計画期間

子ども・子育て支援法では、市町村が5年を1期とした行動計画を策定するよう定められており、本計画は平成27年度から平成31年度までの5か年計画となります。

(策定期間)

平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
第4期上土幌町総合計画(H14～H23)			第5期上土幌町総合計画(H24～H33)							
						上土幌町子ども・子育て支援事業計画(H27～H31)				
前期(H17～H21)	かみしほろ次世代育成支援行動計画 後期(H22～H26)									
第1期(H18～H22)		第2期上土幌町地域福祉計画(H23～H27)				第3期上土幌町地域福祉計画(H28～H32)				
第4期上土幌町三愛計画(H21～H23)			第5期上土幌町三愛計画(H24～H26)			第6期上土幌町三愛計画(H27～H29)			第7期(H30～H32)	
第4期上土幌町高齢者保健福祉計画			第5期上土幌町高齢者保健福祉計画			第6期上土幌町高齢者保健福祉計画			第7期	
第4期上土幌町介護保険事業計画			第5期上土幌町介護保険事業計画			第6期上土幌町介護保険事業計画			第7期	
第2期上土幌町障がい者福祉計画			第3期上土幌町障がい福祉計画			第4期上土幌町障がい福祉計画			第5期	
第1期上土幌町健康増進計画(H22～H24)			第2期上土幌町健康増進計画(H25～H29)					第3期(H30～H34)		
						上土幌町子ども教育ビジョン(仮称)(H27～H36)				

3 次世代育成支援行動計画との関係

次世代育成支援行動計画の根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般行動計画の更なる推進という観点から、平成37年3月まで10年間の法的根拠が存続することとなりますが、市町村計画の策定については任意となり、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定することも可能となりました。

本町におきましては、子育て支援に関する総合的な計画として本計画を位置付け、次世代育成支援行動計画の中から子ども・子育て支援事業と関連の深い項目を中心に本計画に盛り込むこととします。

第3節 計画策定体制

1 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施

町では、本計画策定のための基礎資料とするため、平成25年12月に就学前及び小学生の子どもがいる288世帯に対し、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出し、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するためのニーズ調査を実施しました。

(ニーズ調査回収状況)

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	172世帯	108世帯	62.8%
小学生児童調査	116世帯	95世帯	81.9%
合計	288世帯	203世帯	70.5%

2 「上士幌町子ども・子育て会議」の設置

本計画の策定にあたっては、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育てに関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験がある者等で構成する「上士幌町子ども・子育て会議」を平成25年12月に設置し、計画の内容について審議しました。

子ども・子育て会議は、平成25年12月から計5回開催しました。

3 行政機関内部の体制

計画策定にあたり、子ども・子育て支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、庁内に「子育て支援検討委員会」を設置し、全庁的な体制の下に計画の策定を進めました。

4 町民の意見反映

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の実施や子ども・子育て会議を開催するとともに町のホームページで公開するとともにパブリックコメントを実施して、広く町民の方々から意見を募りました。

第2章 上士幌町の子ども・子育てを取り巻く状況

第1節 少子化の動向

1 人口の推移と少子化の動向

平成26年11月1日現在の住民基本台帳による上士幌町の総人口は、4,895人となっています。

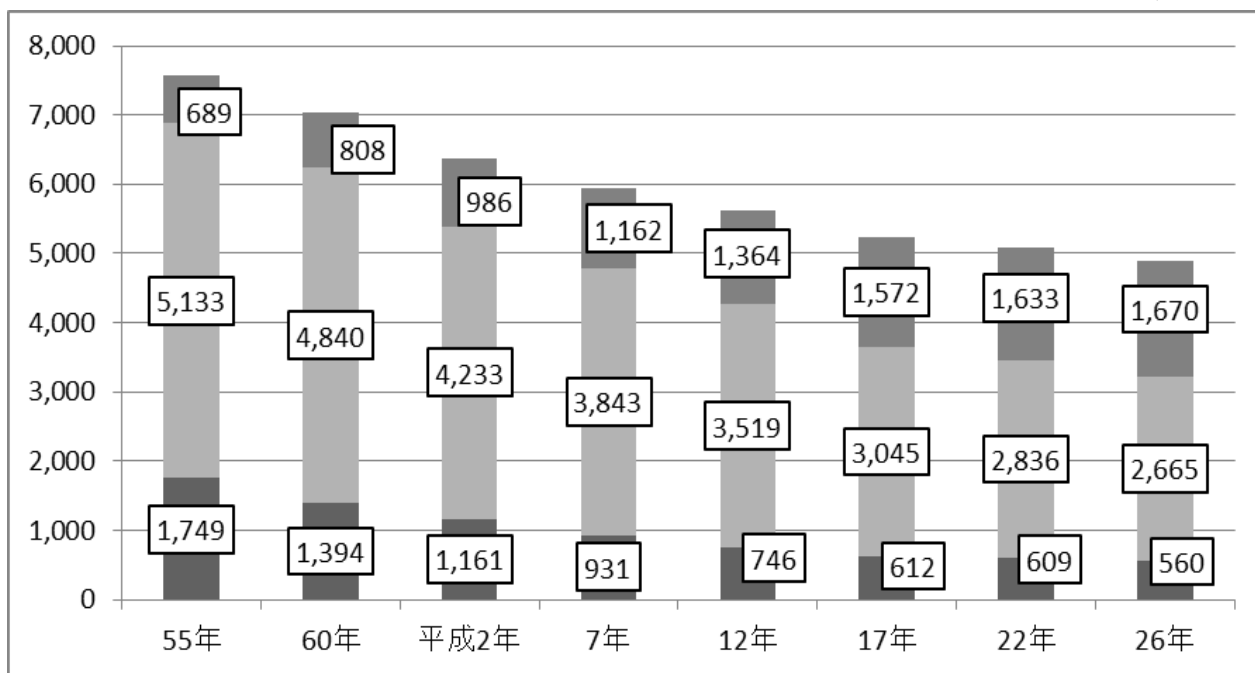
このうち、年少人口（15歳未満人口）は、560人で、総人口の11.4%となっています。これは昭和55年の年少人口（1,749人）と比べると33年間の間に当時の約3割にまで減少しており、本町でも「少子化」が進行しています。

また、年少人口の減少と反比例して老年人口（65歳以上人口）は加速度的に増加しており、総人口の減少ともあいまって本町の人口構成は全国規模よりも著しい「少子高齢化」が進んでいます。

人口の推移

下から「年少人口（0～14歳）」「生産年齢人口（15～64歳）」「老年人口（65歳以上）」

（単位：人）



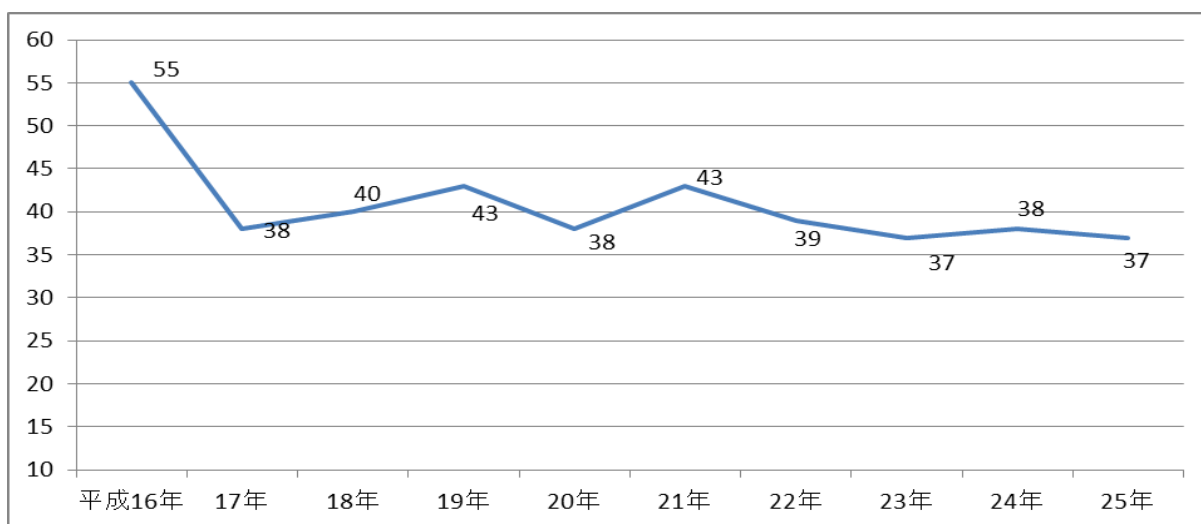
（国勢調査、平成26年は住民基本台帳による11月1日現在の人口）

2 出生の動向

平成16年から平成25年までの出生数の平均は41人で、ここ数年は40人弱で推移しており、平成23年の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの数）は1.64と全国の1.31及び全道の1.19を上回っています。

出生数の推移

(単位：人)



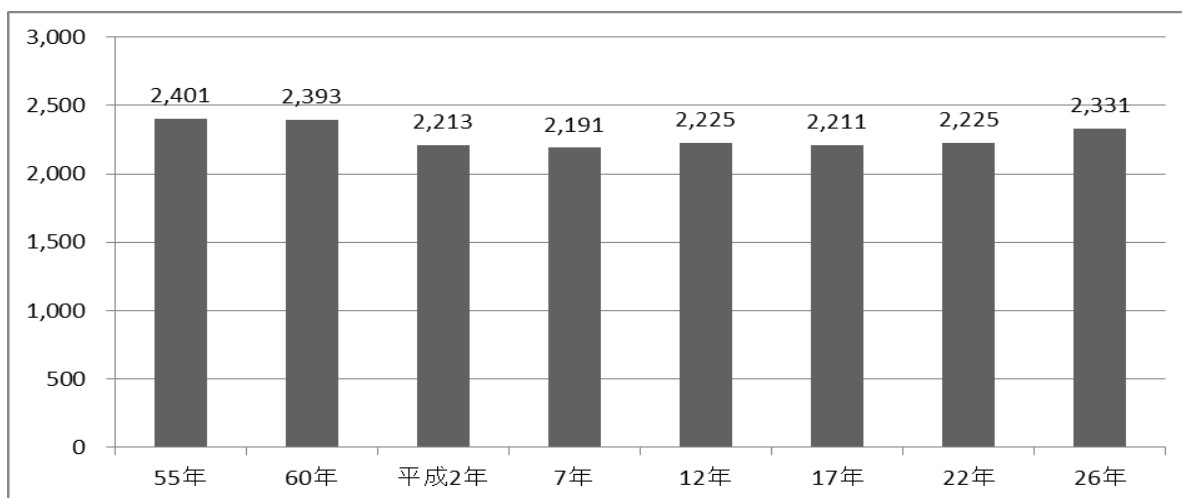
(住民基本台帳)

3 世帯数及び世帯当たり人員の動向

世帯数については増減があるものの大幅な変動はありません。それに対して、世帯当たり人員については年々減少しています。

世帯数の推移

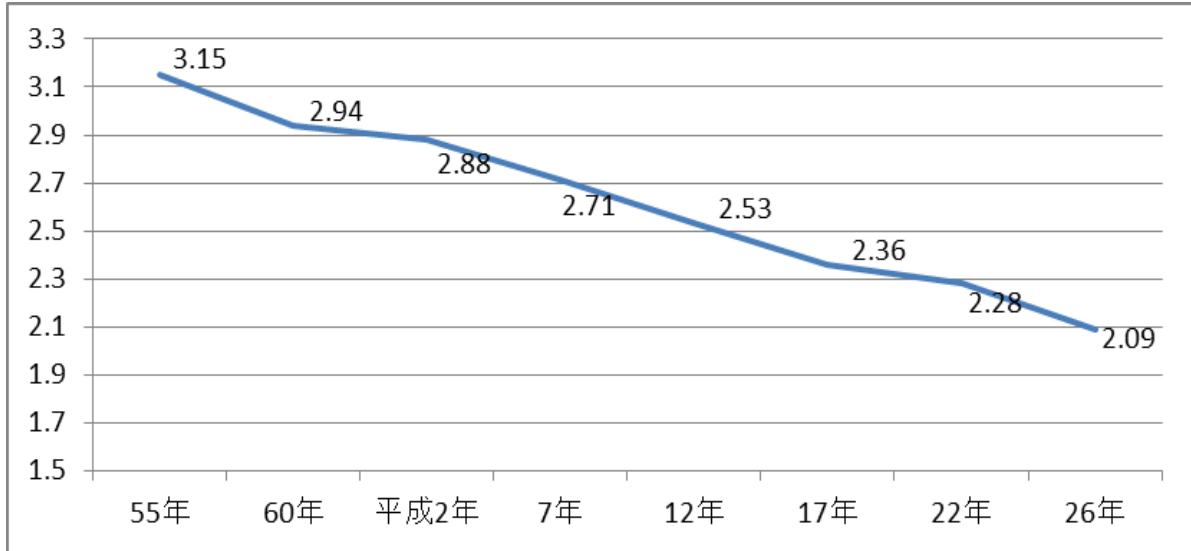
(単位：世帯)



(国勢調査、平成26年は住民基本台帳による11月1日現在の人口)

世帯当たりの人員の推移

(単位：人)



(国勢調査、平成 26 年は住民基本台帳による 11 月 1 日現在の人口)

第2節 子育ての状況

1 保育事業の状況

町内には、認可保育所である公立保育所1か所及び認可外保育所である私立保育所4か所の計5か所の保育所が設置されています。

このうち、上士幌保育所では、専業主婦家庭などの育児疲れの解消や保護者の急病などに対応するため、一時保育事業を実施しています。

各保育所の入所児童数は、次のとおりとなっています。

町内保育所の概要 (各年度3月1日現在、平成26年度は11月1日現在)

設置区分	保育所名	入所児童数(人)				
		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
公立	上士幌保育所	121	115	120	113	105
私立	萩ヶ岡保育所	13	11	5	8	7
	北居辺保育所	7	6	6	6	6
	北門保育所	14	15	13	12	7
	糠平保育所	8	5	5	6	2
合計		163	152	149	145	127

2 子育て支援事業の状況

地域全体で子育てを支援するための拠点として、平成13年に子育て支援センターを設置しました。

また、療育を必要とする子どもや保護者への支援として平成17年度に児童デイサービス事業を開始し、平成18年度には発達支援センターを設置し、療育を必要とする子どもや保護者への相談や支援を行っています。

学童保育については、昭和57年に父母の会による運営ではじまり、平成12年度からは社会福祉協議会への委託方式によりこれまで運営が図られてきました。

○主な子育て支援事業の実施状況

①学童保育所(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。本町では青少年会館を利用して実施しています。

(各年度4月1日現在:人)

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
利用者数	41	53	49	61	60

②子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(年間延べ人員、26年度は見込み数)

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
利用件数	3,307	3,033	4,015	3,454	2,005

③一時保育事業(一時預かり事業)

保護者の疾病等の理由により一時的に保育が必要となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子ども子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

本町では上土幌保育所で実施しています。

(年間延べ人員、26年度は見込み数)

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
利用件数	231	302	246	146	329

④ファミリーサポート事業

育児の援助を受けたい人と協力したい人が会員となって、一時的に有償で子どもを預かる事業です。

(年間延べ人員、26年度は見込み数)

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
一時預かり	3(0)	10(2)	4(0)	0(0)	0(0)
送迎	0(0)	2(0)	2(0)	39(19)	217(217)
計	3(0)	12(2)	6(0)	39(19)	217(217)

※()小学生内数

⑤乳幼児全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、親子の健康状態や育児に対する不安等を把握し、適切な保健指導や子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

(実人員、26年度は見込み数)

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
実施件数	37	33	34	35	32

⑥養育支援訪問事業

子育てに対して強い不安や孤立感を抱えるなど、育児に困難さを抱える家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する専門的で継続的な育児支援を提供し、育児が円滑に行われるように支援する事業です。

(実人員、26年度は見込み数)

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
実施件数	2	4	1	0	2

⑦発達支援センター事業

発達支援を要する児童に対し、療育や相談の場を提供する事業です。

(実人員、26年度は見込み数)

	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
児童発達支援	33	33	12	16	7
放課後デイサービス	—	—	16	21	19
計	33	33	28	37	26

(平成24年度から放課後デイサービス事業が児童発達支援事業と区分されました)

3 小学校・中学校・高等学校の状況

平成21年度には7校あった小学校ですが、統廃合により現在4校となっています。中学校が1校、高等学校が1校設置されています。

各学校の児童・生徒数は、学級数は次のとおりとなっています。

町内各学校の概要（4月1日現在）

区分	学校名	児童・生徒数（人）						
		学級数（（ ）は特別支援学級）						
		上段 下段	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
小学校	上士幌小学校	163 10(4)	179 10(4)	189 11(4)	198 12(5)	206 12(5)	209 12(5)	
	上音更小学校	13 6(3)	—	—	—	—	—	
	北居辺小学校	10 3	9 3	8 4(1)	10 4(1)	9 4(1)	—	
	東居辺小学校		—	—	—	—	—	
	北門小学校	13 3	13 3	13 3	12 3	14 3	17 4	
	萩ヶ岡小学校	19 3	17 3	20 3	24 3	19 3	17 3	
	糠平小学校	4 2	4 2	4 2	4 2	4 2	6 2	
	計	230 29(7)	224 21(4)	234 23(5)	238 20(5)	243 20(5)	249 21(5)	
中学校	上士幌中学校	113 6(3)	123 7(3)	123 8(3)	118 7(2)	117 7(3)	116 7(3)	
高等学校	上士幌高等学校	144 6	123 5	142 5	171 5	198 6	196 6	

第3章 子ども・子育て新制度の概要

第1節 新制度の全体像

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て3法に基づく制度のことをいいます。

主なポイントは

- ・ 幼児期の教育・保育の質的向上、量的拡大
- ・ 認定こども園の普及
- ・ 地域子ども・子育て支援の充実

です。

第2節 新制度の事業体系

1 子どものための教育・保育給付

■施設型給付

今まで財源等が異なっていた幼稚園・保育所・認定こども園について、共通の給付となる「施設型給付」が創設され、市町村において一体にサービスが提供されるようになりました。

■地域型保育給付

今まで認可外事業であった定員19人以下の保育事業について、市町村による認可事業とし「地域型保育給付」が創設されました。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

2 保育認定

【保育の必要性の認定区分（1号、2号、3号）】

子ども・子育て支援法では、保護者から申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっております。

認定区分は新たに次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 特定地域型保育事業

3 地域子ども・子育て支援事業

地域のニーズに対応した様々な子育て支援を充実させるため、次の13の事業が国からの交付金の対象となりました。

- ①利用者支援事業（新規事業）
- ②一時預かり事業
- ③放課後児童クラブ
- ④地域子育て支援拠点事業
- ⑤子育て短期支援事業
- ⑥ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦延長保育事業
- ⑧病児保育事業
- ⑨妊婦健康診査
- ⑩乳幼児全戸訪問事業
- ⑪養育支援訪問事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）

4 市町村子ども・子育て支援事業計画

市町村ではこれらの取組みを進めるため、平成27年度から5年間を計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、計画策定に当たっては子どもの保護者や関係者から構成される「市町村子ども・子育て会議」において意見を聴きながら策定することとされています。

国から示されている記載内容については

（必須記載事項）として

1. 教育・保育提供区域の設定
2. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容
3. 地域・子ども子育て支援事業の見込量と確保の内容
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

（任意記載事項）として

1. 産後の休暇及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
2. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する都道府県が行う施策との連携
3. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

となっています。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第5期上士幌町総合計画では、本町が持っている豊かな地域資源と自然環境を活かし、地域産業の活力を生み出し、誰もが健康で安心していつまでも住み続けたいと思える「5,000人のまちづくり」の実現に向け、町民の皆さんとの協働による“元気まち”をめざし、まちづくりの将来像を

「このまちが好きだから みんなで創ろう 元気まち上士幌」

として、町民の皆さんはもとより、町外の人たちにも好かれるまちづくりを進めています。

本計画においても、総合計画の理念に従って、豊かな自然環境の中で本町の次代を担うすべての子どもたちの「育ち」と子どもを養育する保護者を支援するとともに、町民が子育てについての理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画として、「かみしほろ次世代育成支援行動計画」の理念を引き継ぎ、

子どもの笑顔あふれる ふれあいの元気まち

を基本理念とし、人と人がふれあい支えあうことにより、笑顔あふれる元気な子どもたちのほつらつとした姿がまちにあふれることを願うものとなりました。

2 基本的な視点

計画では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に次の3つの視点に立ち、子ども・子育て支援のための施策を展開します。

(1) 子どもの権利が尊重され、健やかに成長できるまちづくり

国は、平成6年に「子どもの権利条約」を批准しており、この条約の精神に照らし、子どもに関わる様々な権利が擁護されるよう各種施策を推進することが必要です。

障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、一人一人の子どもの健やかに成長できるまちづくりを推進します。

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども子育て支援の量的拡充と質的改善を図るとともに、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を推進します。

(2) 家庭と子育てに夢と喜びが感じられるまちづくり

家庭や子どもを持つことは自由であり、あくまでも個人の選択であることを前提としつつ、今日の出生率の低下を社会問題と認識し、子どもを持ちたいと思う人が安心して子どもを生み育てられよう、子育てに対する支援体制を築くことが重要です。

男女が協力して子育てを行い、家庭と仕事、地域生活のそれぞれの場できいきと活動すること

ができるように施策を進めます。また、こうした環境の中で育てられる子どもたちが心豊かに成長し、自らも家庭や子どもを持ちたいと思えるようなまちづくりを推進します。

(3) 地域がふれあいながら子育て家庭を支援するまちづくり

子育てにおいて最も重要な役割と責任を持つのが保護者である、ということを前提にしながら、子育て家庭を行政や地域、事業所等が担い手となって支援をすることで子育て家庭が抱える負担感や不安感を和らげるとともに、地域全体で子どもたちの健やかな成長を喜びとして分かち合えるまちづくりを推進します。

3 施策の方向

基本理念、基本的視点を基に次の5つの項目に基づき、子ども・子育て支援事業について施策の展開を図ります。

(1) 子どもを育む教育・保育の環境づくり

すべての子どもが健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを図ります。

(2) 家庭の子育てを支えるための地域づくり

家庭における子育てを支援するため、家庭の様々な状況に応じて柔軟に利用できる支援サービスの提供を図ります。

親の不安や孤独感の解消できるよう、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、親同士や地域のボランティア等がともに子育てを楽しめる体制を整備するため、地域活動の支援や人材の育成を推進します。

(3) 親と子どもの健康づくり

母親が安心して妊娠・出産し子どもを産み育てることができるように支援するとともに、子どもの発達や成長段階に応じて成年期に至るまで一貫した健康の維持・増進、望ましい食生活を促進し、生涯にわたる健康な生活の基礎作りを支援します。

(4) 子どもの健やかな育ちを守るまちづくり

子どもの人権が守られるよう関係機関が連携し、児童虐待の発生予防及び早期発見への体制が図られるよう努めます。

また、発達支援が必要な子ども、ひとり親家庭等特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援を進めます。

(5) 子育てと仕事を両立できる環境づくり

安心して子育てと仕事ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努めるとともに、仕事と子育てを両立するための環境づくりを促進します。

また、子育てを父親、母親が協力しあいながら進めて行くことができるよう、男女共同参画の識づくりを図ります。

4 区域の設定と量の見込みと確保の方策

(1) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、本計画策定にあたり「教育・保育を提供する区域」を定め、「区域ごとの量の見込み（必要利用定員総数）」や「確保の方策」、「実施時期」を記載することとなっています。

内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、小学校区、中学校区、行政区単位等地域の実情に応じて、保護者や子どもが自宅から容易に移動できることが可能な区域を設定することとなっています。

(2) 教育・保育提供区域の設定

本町では、人口規模、人口分布、中学校、認可保育所等の配置状況を考慮し、全町を1区として設定します。

また、「地域子ども・子育て支援事業の提供区域」についても、子育て支援センター、学童保育所等の配置状況を考慮し同様に、全町を1区として設定します。

(3) 量の見込みと確保の方策

国が示した「「量の見込み」算出等のための手引き」の手順に従い、平成27年度から平成31年度までの児童の人口推計人数に、ニーズ調査の結果から求められる家族類型（各家族の働き方）やサービス毎の利用率等により算出するとともに、本町の地域特性を加味し一部補正を行い各種サービスの見込み量を算出しました。

これらの見込量に対する確保の方策として、提供体制の確保の内容及びその実施時期について本計画に位置付けました。

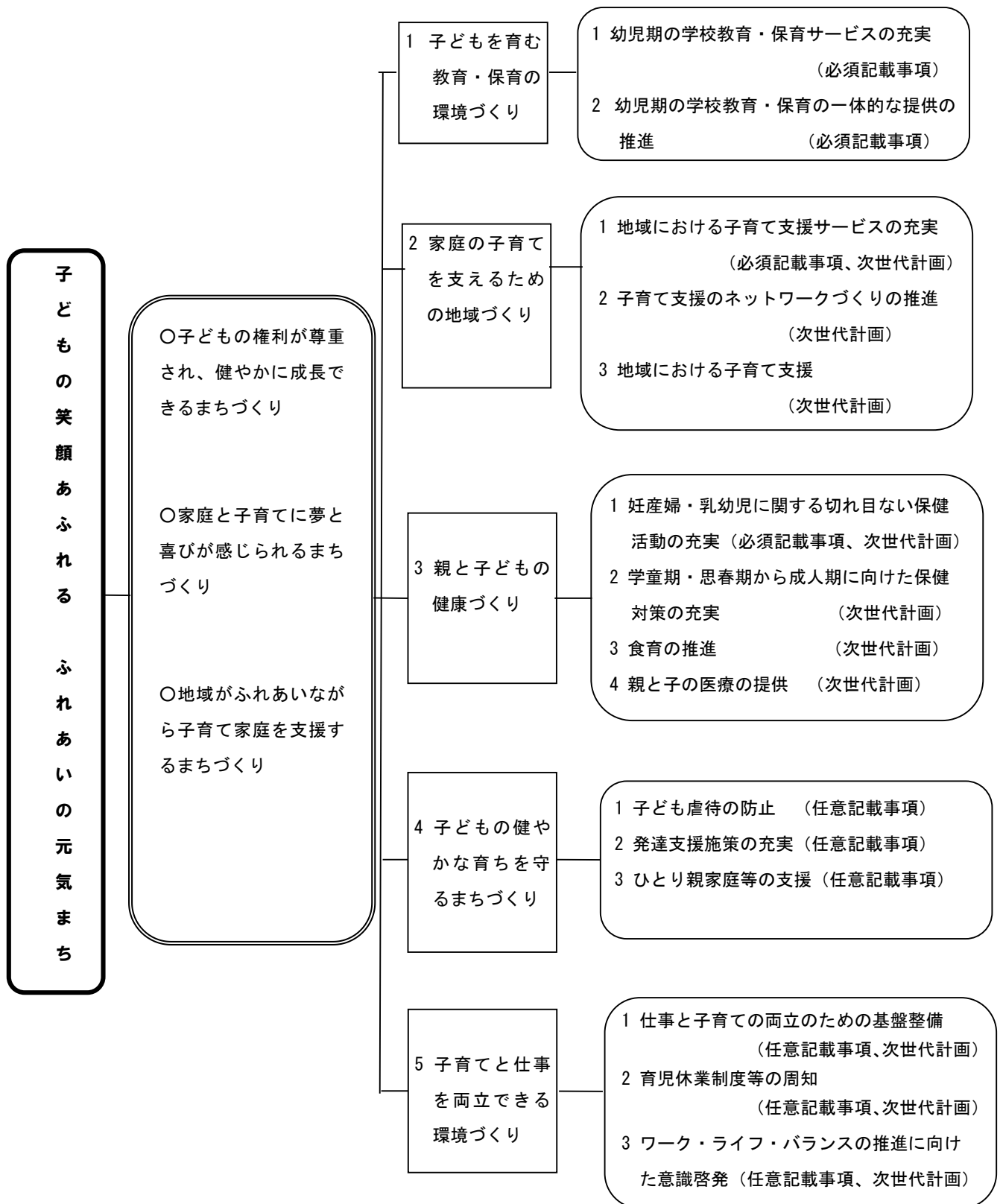
5 計画の体系

(基本理念)

(基本的な視点)

(施策の方向)

(施策)



第2部 施策の展開

(☆印は子ども・子育て支援事業計画に係る国の必須記載事項である「量の見込」と「確保の方策」が記載されている項目です)

第1章 子どもを育む教育・保育の環境づくり

すべての子どもが健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを図ります。

第1節 幼児期の学校教育・保育サービスの充実

1 量の見込みと確保の方策☆

【現状と課題】

- ・現在認可保育所については定員120名となっており、保育に欠けない子どもも私的契約児として受け入れしてきたものであります。
- ・認可外保育所については4か所で運営されおり、1歳児から利用しており、町からの運営費補助を受けて運営されています。

【確保の方策・今後の取組】

- ・認可保育所については、平成27年度から幼保連携型の認定こども園に移行予定となっております。
- ・定員については120名で変更せず、定員区分を下記のとおり新制度に基づく新たな認定区分を設定し対応することとします。
- ・3歳以上の教育を必要とする児童については認定こども園で対応し、保育を必要とする子どもについては認定こども園及び認可外保育所により対応することとなり、見込み量に対しては現行の体制の中で充足が図られるものです。
- ・認可外保育所に対する支援を継続し、地域型保育事業の移行についても、各保育所の入所状況及び意向を勘案しながら検討していくこととします。

○1号認定（幼稚園）

（単位：人）

		平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
①量の見込み(必要利用定員総数)		30	28	28	27	27
②確保の内容	教育・保育施設	30	30	30	30	30
①-②		0	△2	△2	△3	△3

○2号認定（3～5歳保育認定）

（単位：人）

		平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
①量の見込み(必要利用定員総数)		71	66	65	62	63
②確保の内容	教育・保育施設	60	60	60	60	60
	地域型保育事業	—	—	—	—	—
③認可外保育施設		11	6	5	2	3
①- (②+③)		0	0	0	0	0

○3号認定（0～2歳保育認定）

（単位：人）

		平成27		平成28		平成29		平成30		平成31	
①量の見込み(必要利用定員総数)		0	1・2	0	1・2	0	1・2	0	1・2	0歳	1・2
		歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳		歳
		9	28	9	29	8	29	8	27	8	26
②確保の内容	教育・保育施設	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
③認可外保育施設			8		9		9		7		6
①- (②+③)		△1	0	△1	0	△2	0	△2	0	△2	0

第2節 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進方策

1 認定こども園の設置

認定こども園は、就学前の教育・保育を一体的として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能をあわせ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設です。

本町では、上土幌保育所において保育に欠けない私的契約児も受け入れてきたところではありますが、平成27年4月から認定こども園への移行を予定しており、新制度の認定区分に応じた質の高い教育・保育が提供されるように努めます。

また、幼児期の教育・保育を提供する認可施設として、町内の認可外保育所との交流や技術的な支援についても推進していきます。

地域型保育事業が実施される場合には、3歳児からの受入が円滑に実施されるように連携を図っていくこととします。

2 質の高い幼児期の学校教育・保育の推進方策

質の高い幼児期の学校教育・保育の提供を図るためには、幼稚園教諭及び保育士の資質向上及び職員の適正配置が欠かせないものとなっております。

そのため、今までの研修体制の見直しを図り、より効果的な実践が図られるような内容の検討をします。

3 義務教育との円滑な連携の方策

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものであることから、効果的な教育を提供するためにも、その後の義務教育との円滑な連携は不可欠なものと考えられます。

連携を図る第一弾として、平成26年度から「幼小連携打合せ会議」を開催しており、将来的には「小中高連携教育推進会議」の改編を検討し、町内で一貫した教育理念のもとに実施されることを推進します。

第2章 家庭の子育てを支えるための地域づくり

家庭における子育てを支援するため、家庭の様々な状況に応じて柔軟に利用できる支援サービスの提供を図ります。

親の不安や孤独感の解消ができるよう、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、親同士や地域のボランティア等がともに子育てを楽しめる体制を整備するため、地域活動の支援や人材の育成を推進します。

第1節 地域における子ども・子育て支援サービスの充実

1 利用者支援事業（新規事業）☆

【事業の概要】

子ども及び保護者が身近な場所で教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。

【確保の方策】

新規事業であり、町内で1か所の実施を行います。27年度から新たに「子ども課（仮称）」を設置し、今後子ども課内に「子育て支援コーディネーター（仮称）」を配置し、総合的な児童相談窓口業務と合わせ、本事業を実施します。

2 時間外保育事業（延長保育）☆

【事業の概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【現状と課題】

現在は時間外保育事業は実施していません。

【確保の方策・今後の取組】

平成27年度から、保育時間を現行の10時間30分から11時間に延長することとしています。

そのため量の見込に対しては、2年間程度その実施状況を確認の上延長保育の実施に向けて検討していきます。

(単位：人)

	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
①量の見込み	21	21	20	19	19
②確保の内容	—	—	20	19	19
①－②	21	21	0	0	0

3 放課後児童健全育成事業（学童保育所）☆

【事業の概要】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の空き教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【現状と課題】

現在、入所対象を4年生までとし60名定員で社会福祉協議会へ運営委託し青少年会館において実施していますが、使用施設の老朽化・狭隘化が課題となっています。

【確保の方策・今後の取組】

現施設は狭隘で定員増を図ることが困難な状況であります。

使用施設を新たに改築する生涯学習センター内に28年度中に移転する予定となっているため、平成29年度から入所対象を6年生までに拡大し、80名定員で運営していく予定です。

また、運営については27年度から町の直営への移行を予定しています。

(単位：人)

	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
①量の見込み	86	85	76	73	69
②確保の内容	60	60	80	80	80
①－②	26	25	△4	△7	△11

4 放課後子ども対策事業

【事業の概要】

放課後の子ども達の安全・安心な居場所づくりとして次の事業を行っています。

《放課後子ども教室推進事業》

スクールバスを利用する子ども等を対象として、上士幌小学校において空き教室の一部を利用して子ども教室を設けています。

《放課後子ども対策事業》

放課後の子どもの安全な居場所づくりとして、各種教室を上士幌小学校を中心に実施しています。(手芸教室、折り紙教室、ゲートボール教室等)

【現状と課題】

現在は上士幌小学校を中心に各事業を実施しているところですが、平成28年度中に生涯学習センターが改築され、学童保育所が移転予定となっており、利用する子どもが重複する各事業について、実施場所や実施内容について整理・検討を要します。

【今後の取組】

国の「放課後子ども総合プラン」では学校の空き教室を利用して、学童保育及び放課後教室を一体的に提供することとされていますが、本町においては改築予定の生涯学習センターを中心として各事業が有機的に連携し提供が図られるよう推進します。

5 子育て短期支援事業☆

【事業の概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けさせることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【現状と課題】

現在は本町では当事業は実施していません。

【確保の方策・今後の取組】

ニーズ調査においても当事業の利用希望はないものの、実際にニーズがある場合には他制度の活用（児童相談所の一時保護等）を検討し対応を図るものとします。

（単位：人日（年間））

	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
①-②	0	0	0	0	0

6 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）☆

【事業の概要】

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状と課題】

親と子が安心して過ごせる居場所や支えを得て、子育てに向き合うゆとりと自信を高める場の提供として『すくすく広場（0～2歳親子対象）』や『のびのび広場（2歳～就学前親子対象）』、『なかよし広場（0歳～就学前親子対象）』、『ベビーズ広場（0～1歳までの親子と妊婦さん対象）』等を開設しています。

妊婦同士や地域交流の場所と機会の場合として『マミーズ広場（妊婦さん対象）』、また、子育てに関する知識を学び、育児の不安や負担の軽減を図るために『子育て講演会』、『栄養相談』など各種事業を実施しています。

【確保の方策・今後の取組】

平成27年に認定こども園が開設するに当たり、子育て支援事業を担っている子育て支援センターが同施設に移転されることとなっております。

認定こども園になったことで、今までにない新たなニーズが生じる場合にはその対応について検討を行って行くこととします。

量の見込に対しては現状の実施個所数及び実施体制で確保が図られます。

（単位：人日（月間））

	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
①量の見込み	173	177	170	162	155
②確保の内容	1（か所）	1（か所）	1（か所）	1（か所）	1（か所）

7-1 一時預かり（幼稚園における在園児を対象）☆

【事業の概要】

認定こども園・幼稚園に在籍する1号認定の児童で、認定された時間・曜日以外において保育を必要とする場合に在籍する施設で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【現状と課題】

現状では認可保育所における私的契約児が主な対象と想定されますが、保育園の開設時間の中で残児保育等として対応しており、在園児に対する一時預かり事業としては実施しておりません。

【確保の方策・今後の取組】

認定こども園になった時の1号認定の子どもが対象となりますが、現行の体制の中での対応が可能であります。

(単位：人日（年間）)

	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
①量の見込み	168	158	156	148	151
②確保の内容	168	158	156	148	151
①-②	0	0	0	0	0

7-2 一時預かり（在園児を除く）及び ファミリーサポート事業（病児・緊急対応事業除く）☆

【事業の概要】

《一時預かり事業（在園児を除く）》

保護者の疾病等の理由により一時的に保育が必要となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子ども子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

《ファミリーサポート事業》

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状と課題】

保育園での一時預かり及びファミリーサポート事業での一時預かりを実施していますがファミリーサポート事業は協力会員が少なく利用が低迷しています。

【確保の方策・今後の取組】

現状では保育園での一時預かりは、依頼があった都度パート保育士に依頼をし対応していました。見込み量では常時複数の利用希望となるため、専任職員の配置等職員体制の確保を図り対応することや事業内容の拡充を図ります。

また、あわせてファミリーサポート事業の拡充が図られるよう検討します。

(単位：人日 (年間))

		平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
①量の見込み		561	565	538	517	496
②確保の内容	一時預かり	551	555	518	497	476
	ファミリーサポート	10	10	20	20	20
	計	561	565	538	517	496
①-②		0	0	0	0	0

8 病児・病後児保育事業及びファミリーサポート事業（病児・緊急対応事業）☆

【事業の概要】

《病児病後児保育》

認定子ども園、保育所の保育認定を受ける児童で、一時的に集団保育を受けることのできない病児・病後児について、病院・保育所の専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

《ファミリーサポート病児緊急対応事業》

ファミリーサポート事業で病児・病後児の預かりを行う事業です。協力会員については一定の講習の受講が義務付けられています。

【現状と課題】

本町では病児保育、病後児保育及びファミリーサポート事業（病児・緊急対応事業）は実施していません。

【確保の方策・今後の取組】

見込量に対しては、29年度からファミリーサポート事業による実施に向けて、実施方法や協力会員の養成を検討します。

病児・病後児保育については専用の施設の整備及び看護婦等資格職員の配置及び医療機関との連携等も必要であることから、実施方法も含め検討を行って行くこととします。

あわせて、近隣町村との広域連携による実施方法についても検討していきます。

(単位：人日（年間）)

		平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
①量の見込み		76	74	72	68	68
②確保の内容	病児病後児保育	—	—	—	—	58
	ファミリーサポート	—	—	10	10	10
	計	—	—	10	10	68
①－②		76	74	62	58	0

9 ファミリーサポート事業（就学児）☆

【現状と課題】

制度上は就学児に対する預かり事業も実施していますが、近年は利用者がいない状況です。

【確保の方策・今後の取組】

利用希望があれば現行体制の中で対応を図るものであります。また事業の推進を図るため、事業の周知や協力会員の増加を図っていきます。

(単位：人日（年間）)

	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
①－②	0	0	0	0	0

第2節 子育て支援ネットワークづくりの推進

【現状と課題】

- ・町では、個別の子育て家庭への支援や地域が抱える子育てに関する課題の発掘と解決を図るため、子育て支援関係者による「子育て支援会議」を平成18年度から設置しています。
- ・また、庁内組織の連携を図るため、平成25年度から子育て施策全般に係る協議機関として「子育て支援検討委員会」を設置し、関係機関のネットワークづくりを図ってきました。
- ・保護者の孤立化を防ぐためにも子育てサークル等への参加促進が必要であり、町内の子育てサークル（「よちよちひよこサークル」、「すまいる・はあと」）について子育て支援センターや教育委員会が中心となって支援を行っています。

【今後の取組】

- ・子育て家庭に対して質の高いサービスを効率的に提供するためには、子育て支援サービスのネットワークを形成していくこと、また各種の支援サービス等が、利用者に十分周知されることが必要です。
- ・「子育て支援検討委員会」及び「子育て支援会議」を有機的に活用し、子育て支援関係者の連携を図ります。
- ・子育て支援関係者の資質向上を図るための各種研修会に関する情報の提供や参加を促進します。
- ・町の子ども関係業務の一元化を図るため、保育課と保健福祉課の子ども関係業務を集約した「子ども課（仮称）」を教育委員会内に設置し、子育てサービスの向上を目指します。
- ・子育てに関する各種の情報の提供及び児童問題に係るあらゆる相談対応が図られるよう、児童相談所等各関係機関との連携を図ります。
- ・子育てサークル等の活動の活性化が図られるように支援を行って行きます。

第3節 地域における子育て支援

【現状と課題】

- ・地域における子育て支援の充実を図るためには、子育てサービスを支援する人材の確保が重要です。
- ・かみしほろ子育てサポート事業については利用が低迷しており、その要因としては協力会員の登録数が少ないことが挙げられます。
- ・また、子育てサークル同士や少年会相互の連携を促進のほか、町や社会福祉協議会をはじめ地域で行う子育て支援サービスを支援する人材の確保が必要です。

【今後の取組】

- ・子ども・子育て新制度下での子育て支援の充実のため、人材の確保が必要であり、育児経験が豊かな主婦等を中心とした人材の養成等地域の人材の効果的な活用が必要です。
- ・地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発と情報提供を行います。
- ・子育て支援に適する人材発掘や育成・確保を図るため、情報提供や研修会等を開催します。
- ・町社会福祉協議会と共同し、登録ボランティアの有効活用について検討します。

第3章 親と子どもの健康づくり

母親が安心して妊娠・出産し子どもを産み育てることができるように支援するとともに、子どもの発達や成長段階に応じて成年期に至るまで一貫した健康の維持・増進、望ましい食生活を促進し、生涯にわたる健康な生活の基礎作りを支援します。

第1節 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健活動の充実

1 妊婦に対する健診事業☆

【事業の概要】

- ・妊婦健診は、母体と胎児の健康を守り、安全・安心な妊娠出産ができるように、健康状態を把握し、適切な保健指導を実施する事業です。
- ・妊娠にかかる経済的負担を軽減するため、妊娠中の健康診査費用を助成しています。

【現状と課題】

- ・妊婦健診については、全ての妊婦が必要な妊婦健康診査を定期的を受診できている状況です。
- ・費用の助成方法については、2種類あることによる利用のしにくさや、道外で受診した場合に自己負担が大きいことなどが課題になっています。

【確保の方策・今後の取り組み】

- ・全ての妊婦が安全・安心な出産を迎えるための健診機会を確保します。
- ・利便性の向上、経済的負担軽減のため、助成方法を見直していきます。

(単位：人)

	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
量の見込み	39	38	36	35	34
確保の内容	実施場所：総合病院・産科医院・助産所等 (十勝管内：帯広厚生病院・帯広協会病院・慶愛病院・公立芽室病院) 実施体制：妊婦健診受診票発行及び償還払いにかかる業務を保健師4名と事務1名で対応している。				

2 乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）☆

【事業の概要】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、親子の健康状態や育児に対する不安等を把握し適切な保健指導や子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

【現状と課題】

出生したすべての子どもと保護者に対して保健師による家庭訪問を実施していますが、出産直後の保護者は育児不安が増大しやすい傾向にあるため、地域と早期につながりを持つなど、育児不安を増大させない体制づくりが課題となっています。

【確保の方策・今後の取り組み】

保護者が孤立することなく安心して育児ができるように、子育て支援センターや民生委員・児童委員と保健師が同伴訪問するなど、出産後の支援体制を充実させていきます。

(単位：人)

	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
量の見込み	32	31	29	28	27
確保の内容	実施機関：町（保健福祉課健康増進担当） 実施体制：保健師4名で担当地区を訪問 必要に応じて子育て支援センター保育士、民生委員・児童委員と共に訪問				

3 養育支援訪問事業☆

【事業の概要】

子育てに対して強い不安や孤立感を抱えるなど、育児に困難さを抱える家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する専門的で継続的な育児支援を提供し、育児が円滑に行われるように支援する事業です。

【現状と課題】

妊娠期の面談や赤ちゃん訪問により、育児に困難さを抱える家庭を把握し、関係機関と連携をとりながら継続的支援を提供していますが、子育て不安や孤立感を持つ保護者が社会的に増加傾向にあることから、個々の状況に適したより専門的な支援の提供が必要とされています。

【確保の方策・今後の取り組み】

育児に困難さを抱える家庭の支援については、要保護児童対策協議会を活用し、これまで以上に関係機関との連携を強化した専門的支援を提供していきます。

(単位：人)

	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
量の見込み	5	5	4	4	4
確保の内容	実施機関：町（保健福祉課健康増進担当） 実施体制：要保護児童対策地域協議会（個別ケース検討会議）				

4 安全な妊娠・出産の確保に関する事業

【事業の概要】

- ・妊婦相談事業～妊娠期における健康状態、家庭基盤、生活習慣など、母性の特性に着目した相談及び指導を実施し、母子の心身の健康を保持増進することを目的とした事業です。
- ・妊娠期支援事業（かみしほろマミーズ）～妊娠期に健康講座を体験し、地域交流を図ることで健康的で楽しい妊娠期を過ごすことを目指す事業です。
- ・医療機関との連携～帯広保健所が主体になり、関係機関との連携のもと適切で効果的な子育て支援を行う親子支援システムや消防署との連携により緊急時に医療機関への搬送を円滑に実施できるような体制を整備しています。

【現状と課題】

- ・妊娠出産に関する満足の度合いは、その後の子育てにも大きな影響を与えるため、この満足度を高めることが大切であり、そのため、妊娠中の健康管理などを適切に行い、妊娠や出産に関する安全性や快適さを確保することは重要です。
- ・妊娠とともに母子手帳交付、保健師及び栄養士が安全で快適な出産に向けた相談を実施し、妊娠期における適切な健康管理に関する支援を行っています。妊婦本人のみならず生まれてくる子どもの健康を守るために、よりいっそう妊娠中の生活習慣を大切にできるような支援の提供が課題となっています。
- ・核家族化や地域のつながりの希薄化により、妊娠期から育児支援が受けにくい状況にあり、親になるための準備や家族の理解の促進、妊婦同士による仲間づくりを支援するため、子育て支援センターと連携して妊娠期支援事業をおこなっています。
- ・妊娠期に心身の健康管理や子どもの成長発達、育児に必要な家庭については町・保健所・医療機関が連携して対応する親子支援システムが活用されているほか、消防署への妊娠に関する情報提供により、緊急時に医療機関への搬送が円滑に実施できるような体制になっています。

【今後の取り組み】

- ・母子手帳の交付から、出産、育児を通じて母と子の一貫した健康管理と健康の保持増進、妊娠出産に関する不安の軽減を図るため、妊婦相談事業の充実に努めるとともに、関係機関と連携をして必要な支援を提供します。
- ・妊娠出産育児に関する必要な知識、妊娠中の健康的な生活習慣について、妊婦のみならず広く町民にも周知していきます。
- ・親になる準備や家族の理解促進、妊婦の孤立防止のため妊娠期支援事業（かみしほろマミーズ）の利用を促進し、育児の仲間づくりや地域とのつながりの形成、親自身の健康管理に努めます。
- ・子どもの成長発達や育児に必要な家庭に対しては、親子支援システムを活用するとともに緊急時の円滑な対応のため消防署への妊婦の方々の情報提供を継続していきます。

5 親と子の健康の確保に関する事業

【事業の概要】

- ・母子健康相談事業～子どもの健康状態、成長発達や育児に対する不安などについて、保護者が相談機会を持つことで、成長発達の確認、育児不安の軽減、親子の健康増進を図ることを目的とした事業です。
- ・乳幼児健康診査事業～乳幼児（3～4ヶ月児、6～7ヶ月児、1歳6ヶ月児、3歳児）の疾病の早期発見・成長発達の確認及び健康の保持増進をはかり、保護者の育児負担を軽減することを目的とした事業です。
- ・予防接種事業～感染症の発症と蔓延を予防するために定期の予防接種を実施する事業です。
- ・幼児歯科健康診査事業（いい歯ピカピカ教室）～幼児期のう歯及び歯周疾患などの口腔トラブルの早期発見とフッ素塗布や教育・相談を実施し、う歯を予防することを目的とした事業です。
- ・歯科健康教室事業～幼児期～学童期の年齢に合った歯科問題を取り上げ、正しい口腔ケアを獲得し、永久歯のう歯を予防することを目的とした事業です。

【現状と課題】

- ・育児や子どもの発達に関する不安を解消することは、安心した生活を送るためには重要なことであり、母子健康相談の定期実施や、また10ヶ月児や2歳児には保健師や栄養士による相談を実施するなど、定期的に母子の状況が把握できるように努めています。
- ・親と子の心身の健やかな成長を確認し、一貫した支援を提供するため、保育所・子育て支援センター・発達支援センターと連携し、乳幼児の健康診査を実施しています。
- ・子どもの感染症を予防するため、各種予防接種を実施しています。高い接種率を保つことができるように、正しい情報を提供すると共に、接種しやすい体制づくりを目指す必要があります。
- ・子どものむし歯の罹患率は年々減少傾向にあるものの、十勝管内で比較すると高い状況が続いているため、生活習慣の改善などむし歯予防に関する普及啓発を充実させる必要があります。

【今後の取り組み】

- ・母子健康相談の実施により、育児の不安や子どもの発達状況を把握し、母親の身体的・精神的な健康を支援していきます。
- ・乳幼児健康診査の実施により、引き続き子どもの健康保持に努め、支援が必要な親子には、子育て支援センターや発達支援センターの利用を活用し、医療機関や児童相談所など関係機関との連携を密にして、適切な支援をおこないます。
- ・予防接種に関する正しい情報を提供すると共に、接種しやすい体制づくりを目指し、高い接種率を維持していきます。
- ・乳幼児の歯科健診や、生活習慣改善などによるむし歯予防のための普及啓発を実施するほか、フッ化物塗布やフッ化物洗口による効果を継続的に評価することで、むし歯の罹患率の減少を目指します。

6 愛情豊かな親子のきずなづくりの推進に関する事業

【事業の概要】

- ・カンガルー教室～親子のふれあい（タッチケア）を通して、育児の喜びを実感できることを目指した事業です。
- ・ブックスタート事業～乳児とその保護者に絵本を手渡しすることで、親子で楽しい時間を過ごせるように支援することを目的にした事業です。

【現状と課題】

- ・現状では、父親の参加が少ないため、プログラムの見直しなど、父親が参加しやすい内容を検討し積極的な育児参加への理解を求めていくことが必要です。

【今後の取り組み】

- ・乳幼児の子どもの心の発達には、母親などの身近にいる者の心の状態と密接に関係があるため、事業の継続及び利用促進を図り、父親の積極的な育児参加をすすめ、地域全体が子育てを見守り、母親が育児を楽しめるような環境の整備をしていきます。

第2節 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

1 生教育事業

【事業の概要】

次代を担う幼児期から思春期の子どもたちが、それぞれの年代で、命や自分の尊さを確認し、性について広く正しい知識を身につけ、心豊かに成長できるように支援する事業です

【現状と課題】

- ・児童やその保護者等に対して住民と行政が一体となり、妊娠・出産・育児などをテーマにした生教育授業を開催しています。
- ・平成26年度からは「上士幌町生教育モデル」に基づき、地域住民・保育所・学校・行政が連携して授業を実施することで、町のすべての子どもたちが発達段階に応じた生教育を受けることが可能になりました。今後も連携して、内容を充実させていくことが課題です。

【今後の取り組み】

- ・「上士幌町生教育モデル」に基づき、今後も地域住民・保育所・学校・行政が連携し、発達段階に応じた生教育を各年齢で実施していきます。
- ・現在、薬物の乱用や飲酒・喫煙、生活習慣の乱れなど思春期の子どもを取り巻く様々な問題が指摘されています。
- ・これらは生活習慣病をはじめ、生涯にわたる心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、次世代を生き育てることへの影響も懸念されていることから、地域全体での取り組みを図りながら、知識の普及啓発に努めます。

2 心の健康づくり支援事業

【事業の概要】

地域住民に対して、心の相談場所や心の健康等について、普及啓発することにより、心の健康づくりについて支援する事業です。

【現状と課題】

- ・本町の自殺死亡率は全国より高い傾向にあります。全国的には、10代の自殺死亡率が上昇しており、併せて心身症やひきこもり、不登校など思春期特有の心の問題についての対応が重要になっています。
- ・平成25年度に高校生を対象に心の健康に関する講座を実施しました。しかし、心の健康については、早い段階から必要な知識や対応を身につけることが重要なため、学童期からの取り組みが課題となっています。
- ・心の相談日は、学童・思春期に対しても利用できる事業のため、相談の周知を徹底し、相談を受けた場合には、関係機関や民生委員児童委員との連携による支援体制を強化することが必要です。

【今後の取り組み】

- ・学童期・思春期に向けた心の健康づくりに関する知識の普及を図ります。
- ・心の相談日の利用促進と関係機関や民生委員・児童委員との連携による支援体制を強化します。

第3節 食育の推進

1 望ましい食習慣確立のための相談・健康教育事業

【事業の概要】

- ・妊娠期～相談や教室において、妊娠、出産、産後の各時期を安定した状態で過ごせるよう、食環境面から支援するとともに、子供に対して望ましい食環境を確立するための基礎を作るための事業を実施しています。また、妊婦と胎児に必要な栄養について学ぶことで、健康な妊娠期を過ごすとともに、母子の将来の生活習慣病のリスクの軽減を目指しています。
- ・乳幼児期～乳幼児期の健康・健全な発育を食生活の面から支援することを目的とした相談や教室を実施しています。
- ・保育所・学校～保育所給食では、発達に合わせた形態の給食を提供することで、食べる機能の獲得を促し、健やかな発達の一助とするため、学校給食では、児童生徒の心身の健全な発達のため、それぞれバランスのとれた給食を提供しています。また、学校からの依頼に応じ、児童・生徒に対し、食に関する授業を実施しています。

【現状と課題】

- ・胎児期から幼少小児期の栄養状況が慢性疾患発生のリスクになることが指摘されていることから、妊娠期から幼児期の食生活が特に重要になっています。
- ・食べる機能を獲得していくためにも、発達に合わせて離乳食の形状を変えていくことが重要となっているため、赤ちゃん健診に合わせ、対象月齢の保護者全員に対して離乳食についての講話や試食を行っています。
- ・給食は栄養バランスを考えて作られているため、子供たちの健全な発達に必要な栄養が摂れるだけでなく、バランスの良い食事を学ぶ教材にもなっています。
- ・現在、学校での食に関する授業は、学校からの依頼に基づいて実施しており、必ずしも定期的に実施されていません。しかし、H27年度から学校に栄養教諭が配置されるため、教科の中で食に関する授業が行われることになり、児童生徒への望ましい食生活に向けた知識の普及が期待できますが、各学校との連携が重要になってきます。

【今後の取り組み】

- ・妊娠は食生活を見直す大きなきっかけとなるため、より一層、妊娠中の食生活の重要性についての普及・啓発を実施します。
- ・幼児期の食事の重要性について、より一層の周知を図ります。
- ・給食たよりを通して、より一層、食に関する情報を発信していきます。
- ・学校における食に関する授業を積極的に実施します。

2 子どもたちの食の体験の充実

【事業の概要】

- ・幼児期～保育所における菜園活動を通し、子どもたちが野菜の成長や収穫に喜びを感じるとともに、収穫された食材を活用した給食やおやつ等を食べることで、食への興味関心を養うことを目的とした活動を実施しています。また、保育所給食に行事食を取り入れたり、餅つき等を行うことで、食を通して季節を感じ取ったり、食の伝統を知る活動を実施しています。
- ・学童期～異学年、他地域の子供たちとの食に関する学習や体験を通して、食生活への興味・関心を深め、生きる力、味わう力、社会性を身に着けることを目的とした子ども料理教室を実施しています。
- ・学校給食～旬の食材や、地元の食材をできるだけ多く使った給食を提供しています。

【現状と課題】

- ・子ども料理教室は、調理のほとんどの過程を自分たちで行い、食事を完成させることができるため、参加者の満足感が高く、継続して参加する子供たちが多くなっていますが、新規参加者の確保が課題になっています。
- ・旬の食材や地元の食材を給食に活用することにより、食べ物の旬や、地元の農畜産物について知る機会にもなっています。

【今後の取り組み】

- ・H27年度より保育所が認定こども園へ移行し、施設も充実するため、生涯にわたり健康で質の高い生活をおくる基本としての「食を営む力」の育成の基礎を培うことを目標に、栄養士が中心となりより食育活動を充実させ、子どもたちの「食を営む力」を育てていきます。
- ・子ども料理教室では、子どもたちが興味のあるメニューを取り入れるなど、内容の充実により新規参加を促します。
- ・今後も旬の食材と地元の食材をできるだけ多く使用した給食を提供するとともに、それに関する情報発信にも努めます。

3 食育ネットワーク事業

【事業の概要】

教育、農林、保育、保健福祉などの関係課が連携し、食育を推進することを目的とした事業です。また、商工関係課を含めた地産地消推進関係課会議（「上土幌町食育・地産地消促進計画」を策定及び推進するための会議）においても情報共有や意見交換を実施しています。

【現状と課題】

食育に関する事業は、関係各課で行っています。主に、妊娠期から乳幼児に関しては保健福祉課、幼児は保育課、学童・生徒は教育委員会を中心に事業を実施しているため、地産地消推進関係課会議において、その情報交換を行っています。また、関係各課の担当者で構成される食育ネットワークにおいても、子どもたちに対する食育活動を実施しています。

【今後の取り組み】

今後も引き続き、食育ネットワークを活用し、子どもたちへの食育活動を実施していきます。

第4節 親と子の医療の提供

【現状と課題】

- ・小児医療体制は安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものです。
本町には、小児専門の医療機関はありませんが、町内の医療機関と連携を図りながら医療の提供に努めています。また、小児の急な病気に対しては、北海道小児救急電話相談、帯広市休日夜間急病センターにより24時間対応できる体制が整っています。
- ・手厚く高度な専門的治療を必要とする周産期医療（妊娠22週から生後7日未満までの医療）においては、総合周産期センターとしての機能を担う帯広厚生病院が3つの産科医療機関と連携した体制が整っており、小児救急医療の提供とあわせて、道と十勝管内市町村と医療機関等による広域的な連携が図られています。
- ・子育て世帯の経済的負担の軽減と子どもの疾病に対する早期治療を図るため、中学校卒業時までの医療費自己負担分の全額を助成する「子ども医療給付事業」を行っています。
- ・ひとり親家庭等に対しては、親の入院分の医療費と子どもの医療費を助成する「ひとり親家庭等医療給付事業」を行っています。
- ・未熟児として生まれた子に対して養育に必要な医療の給付を行う「未熟児養育医療給付事業」や身体に障がい等を有する児童で必要な医療を行った際の医療費を助成する「育成医療」を行っています。
- ・女性の晩婚化に伴い第1子の出産年齢が高齢になる傾向にあり、全国的に特定不妊治療を受ける方が増えています。特定不妊治療は、1回の治療費が高額で経済的負担が大きいことから、治療に必要な費用の一部を助成する「北海道特定不妊治療助成事業」がありますが、さらにその助成額を超える治療費分を助成する「特定不妊治療助成事業」を行っています。これまでに利用者はいませんが、今後も子どもを持ちたいとのぞむ夫婦が十分な治療が受けられるよう、周知を図っていきます。

【今後の取組】

- ・必要な医療を安定的に提供するために、町内の医療機関との連携を図るとともに、十勝管内の医療体制の確保と役割分担についても道と十勝管内市町村と医療機関等による広域的な連携を図っていきます。
- ・子ども医療給付事業、ひとり親家庭等医療給付事業の継続など、今後も医療に係る負担の軽減を図るとともに、広報誌などを活用して制度の周知と利用の促進を図ります。
- ・未熟児養育医療給付事業、育成医療については、広報誌などを活用して制度の周知と利用の促進を図ります。
- ・特定不妊治療費助成事業については、今後も、帯広保健所に依頼して道の助成事業利用者に町事業紹介や利用を勧めていただき、広報、ホームページにより周知を図ります。

第4章 子どもの健やかな育ちを守るまちづくり

子どもの人権が守られるよう関係機関が連携し、児童虐待の発生予防及び早期発見への体制が図られるよう努めます。

また、発達支援が必要な子ども、ひとり親家庭等特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援を進めます。

第1節 子ども虐待の防止

【現状と課題】

- ・全国では、虐待により子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たない状況にあり、平成25年度児童虐待処理件数は73,765件（速報値）と過去最高の件数となっております。
- ・本町における児童虐待に関する相談は毎年あり、その状況は家庭により異なります。ニーズ調査結果によると、「厳しい言葉を言う・たたく・無視した態度をとる」ということをしたことがある方は、29.0%になり、そのうち「しつけを超えているかもしれない・虐待かもしれない」と答えた方は全体の11.3%になります。程度の差はありますが、子どもに対する適切な接し方とは言えません。
- ・虐待の発生予防、早期発見、早期対応における総合的な支援のため、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、福祉、医療、保健、教育、警察等との連携に努めています。

【今後の取組】

- ・母子健康手帳の交付をはじめ、各種健診事業や訪問相談事業等の母子保健事業の際に育児不安等の状況を把握し、養育支援訪問事業や子育て支援センター等によるサービス利用を働きかけるなど、虐待の発生予防に努めます。
- ・町広報誌への記事の掲載や関係機関へのポスターの配布など、児童虐待の発生予防や早期発見に向けた普及・啓発を行います。
- ・非行相談や児童虐待相談対応を含めた相談支援体制の窓口を整備し、児童相談所と連携しながら子ども・家庭への支援を進めます。
- ・要保護児童対策地域協議会では、児童虐待の発生予防、早期発見、虐待事例への円滑な支援を行うため、子どもが関係する機関でネットワークを構築し、情報の共有やケース検討会などを行います。

第2節 発達支援施策の充実

【現状と課題】

発達支援を必要とする子ども及び障がい児への支援の充実に当たっては、年齢や状況に応じた適切な対応が必要とされます。

乳幼児健診を始めとする母子保健事業を通じて、早期発見・早期支援に努めており、療育を必要とする児童や保護者への支援として平成18年度から発達支援センターを設置し、子どもへの療育提供や保護者に対する相談に応じています。

《発達支援センター事業》

・児童発達支援《にこにこ教室》(幼児期の子どもの療育)、放課後デイサービス《ユースクラブ》(小学生～18歳までの療育)に取り組んでいます。

高校生については実施場所の問題があり、サポートセンター白樺と連携し取り組んでいます。

・発達相談事業

幼児から18歳までの発達相談を受けています。保健師との連携や保育所・小学校・中学校・高校と連携を取りながら必要に応じ訪問を実施するとともに、毎月1回心理士に来てもらい発達検査などを行っています。

・保護者同士の交流の場として親の会「かえる広場」を開催し、保護者の支援に努めています。

《障がい児保育、特別支援教育》

・発達支援を要する児童については、保育所及び学童保育所において「障がい児保育」として職員を加配し支援を行っており、小学校、中学校においては特別支援学級に特別支援教育支援員の配置をしています。

・支援を要する児童・生徒の発達程度や適応状況等を勘案した柔軟な対応を図るため、早期からの教育相談や就学後の一貫した教育支援について助言等を行う「教育支援委員会」設置し、支援の充実に努めています。

【今後の取組】

・発達障害を広く一般の方々に正しく理解していただくため、地域住民向けの研修会など開催します。

・発達支援を要する子どもに直接関わる支援機関及び関係職員に対して、資質の向上を図るため、さまざまな研修を実施します。

・保護者に対する支援を図るためにも親同士が支援者となる「ペアレントメンター」の育成について検討します。

《発達支援センター事業》

・年齢や発達ににあった個別支援及び小集団支援を実施するとともに、当事者やその家族への必要に応じた支援を行います。

・乳幼児健診、保育所・学校への訪問やカンファレンスを実施するなど、健康増進センター、教育委員会、各学校の他、関係機関と連携し、幼児期から高校卒業まで一貫した支援体制の整備に努めます。

《障がい児保育、特別支援教育》

・認定こども園、学童保育所、小・中・高等学校等各場面において、適切な支援が図られるよう充実を図るとともに関係機関同士の情報交換、連携を図るように努めます。

第3節 ひとり親家庭等の支援

【現状と課題】

ひとり親家庭等の支援に当たっては、民生委員・児童委員の日常的な活動の中で、ひとり親家庭等の実態を把握し、必要な相談・援助活動を行っているほか、利用できる各種福祉サービスの情報提供や相談対応に努めています。

(児童扶養手当、ひとり親家庭等医療給付事業、母子福祉資金貸付事業等)

【今後の取組】

ひとり親家庭等特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援を進めます。

子育てと仕事を両立させることができるよう、認定こども園や学童保育所の利用及び子育て支援事業の利用に際して配慮を行うとともに、相談体制の充実や情報の提供に努めます。

また、ひとり親家庭等の自立を支援するため就業支援について関係機関と連携し情報の提供に努めます。

第5章 子育てと仕事を両立できる環境づくり

安心して子育てと仕事の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努めるとともに、仕事と子育てを両立するための環境づくりを促進します。

また、子育てを父親、母親が協力しあいながら進めて行くことができるよう、男女共同参画の意識づくりを図ります。

第1節 仕事と子育ての両立のための基盤整備

【現状と課題】

仕事と子育ての両立を支援するためには保育・教育サービスや子育て支援サービスの充実を図ること及びそれらのサービスの有機的な支援が図られるための推進体制の構築が必要とされます。

【今後の取組】

本計画に基づき、必要とされる保育・教育サービス及び各種子育て支援事業の整備の充実を図るとともに、各種サービスについての情報提供及び利用に係る支援を図ります。

第2節 育児休業制度等の周知

【現状と課題】

ニーズ調査において、出産後に育児休業制度を取得したという回答は母親が16.7%、父親が3.7%となっており、前回調査時点より取得している割合は増えているものの（母親9.8%、父親0.9%）、依然として低い状況にあります。

妊娠や出産・子育てに伴う休暇の取得等各種の制度活用に関する事業主の理解促進はもとより、職場全体で子育てを推進する環境づくりが必要です。

【今後の取組】

育児休業や子育てに関する年次休暇等の取得促進を図るとともに、子育て期間の短時間勤務の促進などについて、関係機関と連携の上、企業などに働きかけることとします。

第3節 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発

【現状と課題】

・平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が制定されました。憲章では年齢や性別にかかわらず、子育て中であるなど個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方ができる社会を目指すこととされています。

個人、家族、地域社会、個々の企業・組織等のそれぞれの立場からワーク・ライフ・バランスの取組が必要です。

・「北海道家庭教育サポート企業等制度」の協力企業として、町内には上士幌町農業協同組合、電源開発（株）上士幌電力所、（有）花房電気器具店が登録され、それぞれ子育て支援協力の取り組みが掲げられています。

・また、本町では農業が基幹産業ですが、農業女性の地位向上のため「家族経営協定」の推進を図っています。

【今後の取組】

・社会全体での子育て支援に対する意識の醸成を図るため、広く町民を対象とした広報、啓発活動を実施します。

・固定的な性別役割分業の是正や家事・育児への男女共同参画の推進について、広報、啓発活動を実施します。

・「北海道家庭教育サポート企業等制度」や「家族経営協定」等の企業や農家の支援を推進します。

第3部 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画では、乳幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期等を定めました。計画の推進に当たっては、保育・教育事業等に対する町民のニーズに応じていくため、必要なサービスの量の確保・拡大と質の向上の実現を目指します。

このため、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園、私立保育所及び子ども・子育て支援事業者、学校、町民などの多くの方の意見を取り入れながら取り組んでいきます。

2 計画の進行管理（達成状況の点検及び評価方法）

本計画を実行性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「上土幌町子ども・子育て会議」や、庁内組織である「上土幌町子育て支援検討委員会」において、その進捗状況を確認し評価していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要であることから、検証した結果に基づき、改善を図るため必要に応じ計画の見直しを行います。